

「介護予防小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

(予防)

社会福祉法人 敬羨会
ほんまち家

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 3491700021)

当事業所ご契約者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

◆◇ 目次 ◇◇

| | |
|---------------------------------|---|
| 1、 事業者 | 1 |
| 2、 事業所の概要 | 1 |
| 3、 事業実施地域及び営業時間 | 2 |
| 4、 職員の配置状況 | 2 |
| 5、 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 3 |
| 6、 苦情の受付について | 5 |
| 7、 事業所内事故等の対応について | 6 |

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 敬羨会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県府中市木野山町箱田奥甲1538番地 |
| (3) 電話番号 | 0847-68-2585 |
| (4) 代表者名 | 理事長 瀧野 欣 弥 |
| (5) 設立年月 | 1995年8月7日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2007年3月1日 指定 指令府福第58号 |
| (2) 事業所の目的 | 利用者の有する能力に応じ自立に向け介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。 |

- (3) 事業所の名称 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ほんまち家
 (4) 事業所の所在地 広島県府中市府中町759-1
 (5) 電話番号
 (6) 事業所長(管理者) 名前 片山 佳恵
 (7) 当事業所の運営方針 利用者の心身の状態に合った介護予防小規模多機能型介護サービスを的確に行い、自立に向けた日常生活が営まれるようケア計画に基づき支援をする。
 (8) 開設年月 2007年3月1日
 (9) 利用定員(要介護含) 登録者25人(1日当り 通い 15人 ・ 泊まり 9人)

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業の実施地域 府中市
 (2) 営業日及び営業時間

| | | | |
|----------|------|--------------|--|
| 営業日 | 年中無休 | | |
| 受付時間 | 月～日 | 8時30分～17時30分 | |
| サービス提供時間 | 月～日 | 9時00分～16時00分 | |

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種 | 常勤換算 | 指定基準 |
|-------------|------|------|
| 1、事業所長(管理者) | 1 | 1名 |
| 2、計画作成担当者 | 1 | 1名 |
| 3、介護職員 | 6 | 6名 |
| 4、看護職員 | 1 | 1名 |

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
 1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

(主な職種の勤務体制)

| 職 種 | 勤 務 体 制 | | | |
|--------|---------|----|-------|---------|
| 1、介護職員 | 勤務時間： | 早朝 | 7:30 | ～ 16:30 |
| | 勤務時間： | 日中 | 9:00 | ～ 18:00 |
| | 勤務時間： | 夜間 | 16:30 | ～ 9:30 |
| 2、看護職員 | 勤務時間： | 日中 | 9:00 | ～ 18:00 |

☆原則として1名の看護職員が勤務します。

☆土日は上記と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

(1)利用料金が介護保険から給付される場合

(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割) が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事 (但し、食材料費は別途いただきます。)

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間・泊まりの場合)

朝 8 : 00 ~ 昼 12 : 00 ~ 夕 17 : 00 ~

②入浴

入浴及び清拭を行います。機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

④地域とのふれあい

地域の行事に積極的に参加します。

〈サービス利用料金（1ヶ月あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（下記サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

| | | |
|------------------------|-----------------|-----------------|
| 1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 | 要支援1 34,030円 | 要支援2 68,770円 |
| 2. うち、介護保険から給付される金額 | 30,627円 | 61,893円 |
| 3. サービス利用に係る自己負担額（1-2） | 3,403円 | 6,877円 |

| | | |
|------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 1. ご契約者の加算サービス利用料金 | サービス提供体制強化加算（I）イ 6400円 | 総合マネジメント体制強化加算 10000円 |
| 2. うち、介護保険から給付される金額 | 5760円 | 9000円 |
| 3. サービス利用に係る自己負担額（1-2） | 640円 | 1000円 |

☆上記加算について

☆サービス提供体制強化加算（I）イ→介護職員の総数の内、介護福祉士が常勤換算で50%

☆総合マネジメント体制強化加算 →利用者の心身の状況・家族などを取り巻く環境の対応、随時ケアマネージャー、看護師、介護職員などが共同し計画の見直しを行う。
地域での多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状況に応じて、地域の行事や活動などに積極的に参加する。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆1ヶ月に満たない期間のサービス開始時に関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：朝食 240円 昼食 620円(おやつを含む) 夕食 520円
(流動食は 1回あたり 200円)

②宿泊サービス費

ご契約者の希望により宿泊される場合の費用

料金：1泊 500円

③通常の事業実施区域(府中市地域)以外への送迎

なし

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等実費を頂きます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担頂きます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前期(1)、(2)の料金・費用は、窓口払い・金融機関振込み・指定口座引落とし可能。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通い、泊まり、訪問サービスの利用を中止又は変更、もしくは追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

| | |
|-----------------------|-------------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無 料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料金の10% |

○各サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に掲示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 片山（管理者） 平川（介護職）

○受付時間 毎週月曜日～日曜日（9：00～18：00）

また、苦情受付ボックスを事業所カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|-------------------------|---------------------|---|
| 府中市役所 長寿支援課 介護福祉係 | 所在地 電話番号 受付時間 | 広島県府中市広谷町919-3 0847-40-0222 8：30～17：15 |
| 広島県国民健康保険団体 連合会 | 所在地 電話番号 受付時間 | 広島県広島市中区東白島19-49 国保会館 082-554-0770 8：30～17：15 |

7. 事業所内事故の対応について

当事業所ご利用中に事業所内においての状態急変・事故等について、ほんまち家「緊急時マニュアル」に基づき処置を行い、通院が必要な場合には直ちに緊急時協力医療機関へ搬送いたします。また同時にご家族へもご連絡し、正確な情報提供に努めます。

年 月 日

介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ほんまち家

説明者職名 名 前 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意にしました。

利用者住所 名 前 印

代筆者住所 名 前 印

（ 家族 / 身元引受人 / 代理人 ）